

会員 各位

(一社)全国ＬＰガス協会

令和８年熊本地震の発生を受けた対応について(お願い)

標記につきましては、これまで経済産業省ガス安全室からの要請を受けて、令和８年７月２９日付け「全Ｌ協保安・業務Ｇ８第９５号」において、ＬＰガス供給設備の維持管理等による注意喚起及び８月６日付け「全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１０８号」において、第一種保安物件に対する供給設備の点検実施並びに８月１０日付け「全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１０４号」において、第一種保安物件に対するバルク供給及び特定供給設備の設置件数の把握について、それぞれ要請があったところです。

この度、同室より、熊本県内の商業施設における爆発事故を受け、事故原因の詳細は同省において調査中ですが、原因究明までの間も予防的措置として、別添のとおり要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の要請についてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、同室では本件に関するＱ＆Ａを作成しておりますので、入手次第、改めて、お送りさせていただきますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

１. ガスが滞留するおそれがある場所におけるガス漏れ警報器等の設置について

不特定多数の者が出入りする第一種保安物件において、地震でガス管が破損したことに加え、建物が損傷することで、ガス管の貫通部や接合部（溶接以外）の近傍にある、ガスが滞留するおそれがある場所に、ガスの滞留が生じる場合においても、不特定多数の者の避難が確実に行われるよう、ガス漏れ警報器等を自主的かつ速やかに設置するようお願いいたします。

なお、建築物の構造上の制約等により、ガス漏れ警報器等を速やかに設置することが難しい場合には、不特定多数の者の避難が確実に行われる対策その他の事故防止・リスク軽減措置を自主的かつ速やかに実施していただくようお願いいたします。

2. 保安業務の実施体制等の再確認等

組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

加えて、上記の措置に限らず、平素より災害時における緊急対応などについて、建築物の所有者や一般消費者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、自主的な安全性の向上を不断に追求していただくようお願いします。

以 上

発信手段：Eメール

保安・業務グループ：瀬谷、今市、國坂